派遣職員の取扱いに関する協定書（案）

**別紙５**

□□□□□（災害名）に係る復旧・復興事業等に従事するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の規定に基づき、●●町（以下「甲」という。）から○○町（以下「乙」という。）に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等について、次のとおり協定する。

１　派遣職員の職・氏名、主たる従事予定業務

２　派遣期間

派遣期間は、令和　　年　月　　日から令和　　年　月　　日までとする。

ただし、必要があるときには、甲乙協議のうえ派遣期間を延長し、又は短縮することができる。

３　身分

（１）乙は、派遣職員を派遣職員が甲において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。

（２）甲又は乙は、派遣職員について派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、速やかに発令事項を相互に通知するものとする。

４　給与

（１）派遣職員の給料（給料の調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当（及び寒冷地手当）は、甲がその関係規程に基づいて支給する。

（２）派遣職員の災害派遣手当は、乙がその関係規程に基づいて支給する。

（３）派遣職員の退職手当は、甲がその関係規程に基づいて支給する。

（４）甲又は乙は、派遣職員の給与に変動があるときは、速やかに相互に通知するものとする。

５　旅費

（１）派遣職員の赴任旅費及び帰任旅費並びに復興の現状、勤務状況及び健康状態等の報告のために甲に帰庁するための旅費は、甲がその関係規程に基づいて支給する。

（２）派遣職員の派遣期間中の旅費（５の（１）及び専ら甲の用務によるものを除く。）は、乙がその関係規程に基づいて支給する。

６　勤務時間等

派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、乙の関係規程を適用する。ただし、休暇のうち特別休暇については、甲乙協議のうえ甲又は乙の関係規程を適用する。

７　服務

（１）派遣職員の服務については、乙の関係規程を適用する。

（２）職務に専念する義務の免除の承認及び営利企業等の従事の許可については、甲乙協議のうえ、乙の関係規程を適用して、乙が行う。

８　分限及び懲戒

派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続き及び効果については、甲の関係規程の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

９　共済組合

（１）派遣職員は、●●●共済組合所属の組合員とする。

（２）甲は、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに●●●共済組合に払い込む。

１０　公務災害

（１）派遣職員の公務災害補償の手続等は、乙から地方公務員災害補償基金×××県支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

（２）派遣職員に係る負担金については、甲及び乙が４の（１）及び（２）の規定により支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に払い込む。

１１　研修及び厚生

派遣職員の研修及び厚生は、乙が行う。ただし、甲において行う必要があると認めた場合は、甲が行うことができるものとする。

１２　健康管理

派遣職員の健康管理は、乙が行う。ただし、甲において行う必要があると認めた場合は、甲が行うことができるものとする。

１３　勤務状況、健康状況等の報告

（１）乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、毎月甲に報告するものとする。

（２）甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

（３）派遣職員の健康状況等に変動のあったときは、その都度甲乙が相互に通知する。

１４　経費の負担

（１）甲が４の（１）の規定により支給した給与、５の（１）の規定により支給した旅費並びに９の（２）及び１０の（２）の規定により払い込んだ負担金に相当する額については、乙が負担し、甲乙協議の上、別に定める方法により、甲に負担金として納付する。

（２）乙が４の（２）の規定により支給した手当及び５の（２）の規定により支給した旅費及び１０の（２）の規定により払い込んだ負担金については、乙が負担する。

（３）甲が４の（３）の規定により支給する退職手当については、甲が負担する。

１５　その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか派遣職員の身分取扱い等に関して必要な事項があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各１通を保管するものとする。

令和　　年　月　　日

甲　　●●町

●●町長　◆◆　◆◆

乙　　○○町

○○町長　□□　□□

（参考様式）

○○○○○第　　　号

令和　　年　月　　日

○○町長　□□　□□

●●町長　◆◆　◆◆

□□□□（災害名）の復旧・復興業務に係る職員の派遣について（通知）

このことについて、下記のとおり職員を派遣することとしたので、令和　　年　月　　日付で締結した「派遣職員の取扱いに関する協定書」第１項の規定に基づき通知します。

記

派遣職員

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 甲所属名・職名 | 氏　名 | 乙所属名 | 主たる従事  予定業務 | 派遣期間 |
|  |  |  |  | 令和　　年　月　　日から  令和　　年　月　　日まで |
|  |  |  |  | 令和　　年　月　　日から  令和　　年　月　　日まで |
|  |  |  |  | 令和　　年　月　　日から  令和　　年　月　　日まで |

|  |
| --- |
| 担　当：●●町＿＿部＿＿＿課＿＿＿＿係  電　話：０\_\_\_-\_\_-\_\_\_\_（内線\_\_\_）  メール：●●●@city.\_\_\_\_\_.lg.jp |

「派遣職員の取扱いに関する協定書（案）」についての説明

○　本協定案は、東日本大震災、平成２８年熊本地震、平成２９年７月九州北部豪雨、令和２年７月豪雨、令和４年８月豪雨、令和４年台風１４号等に係る市区町村職員の派遣制度を共同して運営している全国町村会及び全国市長会が、市区町村の事務処理の便宜を図る観点から、各災害に係る復旧・復興業務に従事させるため、会員市区町村が地方自治法第２５２条の１７に基づき職員を派遣する場合の標準的な協定例を示したものであること。

○　各市区町村においては、これを参考にしていただき、それぞれの実情に応じて相互に内容を協議の上で、協定を定めていただきたいこと。

○　本協定案は、派遣をした地方公共団体及び派遣を受けた地方公共団体の双方の任命権者が町長である場合を想定したものであり、それ以外の場合（市区村長又は委員会等）については適宜文言を修正する必要があること。

○　本協定案は、総務省自治行政局公務員部と調整をしたものであること。